

調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況について

2026年3月末時点

受付番号	受付日	通報者	種類	通報内容	処理状況	備考
1	2024/9/17	第三者	人権、労働	建設資材を製造する会社における不当労働行為に関する申し立て。	2025年1月23日に処理手続を開始しない旨通報者に通知し、本通報受付窓口における手続を終了した。	概要については個票を参照
2	2025/3/7	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年3月14日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して調査・整理を行っていたが、体系的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※	
3	2025/3/11	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年3月25日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して調査・整理を行っていたが、体系的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※	
4	2025/3/27	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年3月28日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して調査・整理を行っていたが、体系的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※	
5	2025/4/18	当事者	人権、労働	パビリオン運営主体等における不当な扱いに関する申し立て。	2025年4月30日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して通報者・被通報者・関係者にヒアリング等を行い、対応方針を示し、手続を終了した。	概要については個票を参照
6	2025/4/28	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて情報収集を行っていたが、通報者から詳細情報を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。	
7	2025/5/9	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年6月10日に処理手続の開始を決定。その後、通報者より通報の取り下げがあった。	
8	2025/5/9	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、より詳しい情報を収集していたが、通報者より通報の取り下げがあった。	
9	2025/6/18	当事者	経済（人権、労働）	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、より詳しい情報を収集していたが、通報者より通報の取り下げがあった。	

10	2025/6/26	当事者	経済（人権、労働）	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、通報者からより詳しい情報を収集していたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※	
11	2025/7/9	当事者	経済（人権、労働）	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、通報者からより詳しい情報を収集していたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※	
12	2025/7/25	当事者	経済（人権、労働）	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、通報者からより詳しい情報を収集していたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※	
13	2025/9/5	当事者	経済	サプライヤーの提供サービスにおける知的財産権侵害に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、より詳しい情報を収集していたが、通報者より通報の取り下げがあった。	
14	2025/12/24	第三者	人権、労働	建設資材を製造する会社における不当労働行為に関する申し立て。	2026年2月24日に処理手続を開始しない旨通報者に通知し、本通報受付窓口における手続を終了した。	概要については個票を参照

※パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立てについては、相談者の負担を軽減するとともに効率的な対応を行うことを目的に、当協会が窓口となって相談を受け、相談者に法的権限を持ち対応を行う国・大阪府等の監督官庁を紹介し、協会を含めて一体的に対応を行う体制を構築した。そのため、当窓口での受付案件については、助言委員会等を通じて実施した整理・調査の結果も引き継ぐ形で、同体制における対応に移行した。